

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成30年5月16日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

玉川総合支所庁舎・区民会館 新庁舎等飲食施設の運営

(2) 業務内容

本件は、世田谷区玉川総合支所庁舎・区民会館内の厨房緒室を事業者等に貸し付け、事業者等が運営するものである。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成37年3月31日まで（予定）

2 貸付物件

場所：世田谷区等々力三丁目4番1号 玉川区民会館内

面積：114.89 m²

【内訳】：厨房（控室含む）18.29m²、飲食スペース86.91m²、飲食施設WC 約4.07m²、
フリースペース 約5.62m²

※以上を併せて、以下「飲食店」という。

想定席数：30席程度

用途：飲食店

その他：貸付場所以外に、隣接するコミュニティ広場を座席スペースとして利用可。ただし、ホール利用日等は除く（別紙位置図参照）。

参考：職員数 約310人、来庁者数 約500人、区民会館利用者数 約500人
（いずれも新庁舎における1日の想定人数）

来庁者駐車場台数 約30台

3 飲食店整備に向けての主なスケジュール

- | | |
|------------------|-----------|
| ① 仮契約（覚書）の締結 | 平成30年10月 |
| ② 工事協議 | 平成30年10月～ |
| ③ 本契約 | 平成32年3月 |
| ④ 開店準備（厨房内装工事など） | 平成32年4月～ |
| ⑤ 飲食店オープン | 平成32年5月7日 |

4 参加資格

- (1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業許可などの必要な許可を有しており、新庁舎においても必要な許可が受けられる見込みがあること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申立てがなされて

いる者ではないこと。

- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 法人、個人の別は問わない。
- (6) フランチャイズ契約による飲食店を出店しようとする場合、チェーン本部、加盟者の別は問わない。
また、チェーン本部が出店候補者として選定された後、フランチャイズ契約等に基づき第三者に運営を任せることは妨げないものとする。ただし、その場合、最終責任者はチェーン本部にあるものとする。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体が経営に関与していないこと。
- (8) 国税及び地方税を完納していること。

5 提案書を特定するための評価基準

- (1) 本件参加資格要件
- (2) 経営の確実性（財務状況）
- (3) 営業実績
- (4) 運営体制・形態（運営方法、安全管理・食品衛生、従業員、クレーム・要望対応）
- (5) サービス（メニュー）
- (6) 環境への配慮（廃棄物の回収・処理・減量化）
- (7) 地域貢献
- (8) 店内配置
- (9) 貸付料
- (10) 収支計画
- (11) アピールポイント

6 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区玉川総合支所地域施設整備担当課

〒158-8503 東京都世田谷区等々力二丁目 2 8 番 5 号

玉川総合支所等々力庁舎 2 階 2 3 番窓口

電話 03-3702-2153 FAX 03-3702-0942

電子メールアドレス SEA01039@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 募集要項の交付期間並びに交付場所及び方法

① 期間 平成 30 年 5 月 16 日（水）から平成 30 年 6 月 6 日（水）まで

② 場所 区ホームページ（[くらしのガイド](#)→[世田谷区について](#)→[総合支所](#)→[玉川総合支所](#)）にて公開及び上記（1）に同じ。

③ 方法 区のホームページからのダウンロードまたは上記（1）の窓口で配付

※窓口の場合、土・日曜日、祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く）

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

①期限 平成30年6月6日(水)

②場所 上記(1)に同じ

③方法 持参または郵送(締切日必着)

※郵送は、書留郵便に限り、到着については必ず上記(1)へ電話で確認すること。

土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

④提示書類 参加表明書を提出した者に対し、以下の書類を提示する。

ア) 玉川総合支所庁舎等施工図等概要資料一式

イ) 工事区分表

(4) 審査に係る提案書の提出期間、提出場所及び方法

①期間 平成30年6月13日(水)から平成30年7月12日(木)まで

土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

②場所 上記(1)に同じ

③方法 持参または郵送(締切日必着)

※郵送は、書留郵便に限り、到着については必ず上記(1)へ電話で確認すること。

7 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書の作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 下記の「本件に関する問い合わせ先」のとおり

(6) 提案書の提出後に「4 参加資格」に該当しないこととなった者は、提案審査及び契約交渉の対象としないものとする。

(7) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出したものの商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(8) 本プロポーザルは事業者の選定を目的としており、区は提案書の内容に拘束されない。

(9) 詳細は「事業者等募集要項」による。